

意見書

平成20年6月18日

総務省情報通信政策局
放送政策課御中

503-8580

ギフケン オオガキシ コノ 4-35-10

岐阜県大垣市小野4-35-10

ギフエフエムハウソウカブシキガイシャ

岐阜エフエム放送株式会社

マツオカ サチアキ

松岡幸秋代表取締役社長

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別表のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
14 頁	表の中	第 2 章 実現する放送「地方ブロック向け放送」	<p>「地域振興」「地域情報の確保」「既存ラジオのノウハウの活用」に関し、FM放送の実績やノウハウを活用すべきと考えます。</p> <p>FM放送事業者はこれまでFM多重放送やFMケータイに取り組んできており、そこで培ってきたデータ放送や放送通信融合サービスなどのノウハウが活用されるような制度の整備が望まれると思います。</p>
21 頁	11 行～14 行	第 3 章 周波数の割り当て 2 割り当て周波数の検討 V-L O W、V-H I G H 割り当ての考え方	<p>V-L O Wでも今後の技術革新により携帯端末での受信が可能だという点に留意して、その旨を記載すべきです。V-L O Wを使用する事業者の発売端末やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないようにしていただきたいと考えます。</p>
30、31 頁	30 頁 25 行～ 31 頁 1 行	第 4 章 制度の在り方 2 参入規律 (1) 参入の枠組み NHKのノウハウ等の活用	<p>NHKの役割に関する議論を踏まえると、民業圧迫を防止するためにもNHKはハード事業者としてもソフト事業者としても参入すべきではないと考えます。</p> <p>VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している中継所などの施設はいわば、国民的な財産。この財産を新しい放送に参入する民間事業者に廉価で提供する義務を課すことは必要なことで、V-L O Wにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上や普及に大きく貢献するものとして希望します。</p>